

京都市告示第532号

京都市京町家の保全及び継承に関する条例第17条第1項の規定により、以下の所在地にある京町家を重要京町家に指定しましたので、同条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和6年11月29日

京都市長 松井 孝治

重要京町家の所在地

所 在 地
京都市北区等持院北町8番地の8（一部）
京都市北区等持院北町8番地の8（一部）
京都市北区紫竹西桃ノ本町10番地
京都市上京区大宮通寺之内上る西入西千本町376番地
京都市上京区御前通今出川上る三丁目神明町609番地の7
京都市上京区御前通下立売上る三丁目西上之町268番地の2
京都市上京区下立売通大宮西入浮田町613番地の2
京都市上京区黒門通下長者町下る吉野町684番地
京都市左京区浄土寺真如町4番地の1（一部）
京都市左京区浄土寺真如町4番地の1（一部）
京都市左京区下鴨下川原町69番地
京都市中京区衣棚通丸太町下る玉植町244番地の1
京都市中京区御幸町通二条上る達磨町604番地の2
京都市中京区油小路通二条下る二条油小路町275番地
京都市中京区東木屋町通四条上る二丁目下樵木町206番地
京都市中京区西ノ京南聖町21番地の23
京都市中京区西ノ京永本町9番地
京都市東山区大和大路通四条下る四丁目小松町572番地の9
京都市東山区清水門前松原産寧坂西入清水四丁目172番地の20及び172番地の2

所 在 地
京都市東山区清水門前松原産寧坂西入清水四丁目 1 7 2 番地の 1 1
京都市下京区醒ヶ井通仏光寺下る荒神町 4 6 1 番地及び 4 6 3 番地
京都市下京区四条通油小路東入傘鉾町 3 9 番地並びに石井筒町 5 1 8 番地の 1 及び 5 2 0 番地の 1
京都市下京区仏光寺通柳馬場西入東前町 4 2 0 番地
京都市下京区仏光寺通烏丸東入上柳町 3 1 9 番地
京都市下京区松原通寺町東入松川町 3 8 9 番地
京都市下京区西新屋敷揚屋町 4 6 番地の 5
京都市下京区西洞院通松原下る永倉町 5 4 7 番地の 8
京都市下京区西高瀬川筋五条下る平居町 2 2 番地の 1 及び 2 2 番地の 2
京都市伏見区西町 4 0 0 番地の 2 及び 4 0 0 番地の 3
京都市伏見区瀬戸物町 7 3 8 番地

(都市計画局まち再生・創造推進室)